

■ 加盟店への参画をご検討願います

旅先納税の電子ギフト（さっぽろ圏e旅ギフト）が使用できる店舗

- 体験（観光）施設 入場料、体験料など
（※売店での土産品、その地域以外で製造された製品(ゴルフボール、手袋等)の購入は不可）



- 宿泊施設
（※宿泊料（朝食代・夕食代含む）にのみ適用）

- 飲食店
（※ファストフード店など、ナショナルブランドで全国共通の役務が提供されている場合、対象外となるケースがあります。詳しくは事務局にお問い合わせください）

（総務省（法第37条の2第2項第3号及び法第314条の7第2項第3号）地場産品基準を準拠）

宿泊・飲食・（観光）体験を目的とした役務を提供する店舗